

第61回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2021年5月27日（木曜日）
午前10時（午前9時開場）

開催
場所

大阪市西区江戸堀一丁目3番20号
当社本社 9階会議室

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議決権行使期限

2021年5月26日（水曜日）
午後5時30分まで

目次

第61回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	25
連結計算書類	39
計算書類	41
監査報告書	43

決議事項

- <会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- <株主提案（第4号議案から第8号議案まで）>
- 第4号議案 目的の変更に係る定款変更の件
 - 第5号議案 資本コストの開示に係る定款変更の件
 - 第6号議案 株主との対話に係る定款変更の件
 - 第7号議案 政策保有目的で保有する株式の売却に係る定款変更の件
 - 第8号議案 剰余金の処分の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。また、新型コロナウイルスの感染予防等のため、極力郵送にて議決権の事前行使をご考慮いただければと存じます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主各位

大阪市西区江戸堀一丁目3番20号

株式会社 **ワキタ**
代表取締役社長 脇田 貞二

第61回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年5月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年5月27日（木曜日）午前10時（午前9時開場）
2 場 所	大阪市西区江戸堀一丁目3番20号 当社本社 9階会議室 ※末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご来場ください。
3 目的事項	報告事項 (1) 第61期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第61期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）計算書類報告の件 決議事項 <会社提案（第1号議案から第3号議案まで）> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 <株主提案（第4号議案から第8号議案まで）> 第4号議案 目的の変更に係る定款変更の件 第5号議案 資本コストの開示に係る定款変更の件 第6号議案 株主との対話に係る定款変更の件 第7号議案 政策保有目的で保有する株式の売却に係る定款変更の件 第8号議案 剰余金の処分の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<http://www.wakita.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.wakita.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

 当社ウェブサイト : <http://www.wakita.co.jp/>

議決権行使のご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時：2021年5月27日（木曜日）午前10時（午前9時開場）

株主総会にご出席いただかない場合



書面による行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使期限：2021年5月26日（水曜日）午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書

株主番号 議決権行使個数 姓

私は、2021年5月27日開催の当社第6回定時株主総会の各議案につき、下記（賛否を○印で表示）のうち所望の議決権を行使いたします。継続会または経委となった場合にも上記により議決権を行使いたします。
2021年5月 日

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。
株式会社ワキタ

議案	第1号議案	第2号議案 (2号附議案)	第3号議案 (3号附議案)
会社提案	○	○	○
株主提案	○	○	○

← こちらの青枠内に、各議案の賛否をご表示ください。

【注】
当社取締役会は株主提案につきまして、そのいずれにも反対しております。第4号議案から第8号議案につき、「株主提案」に賛成の場合は「賛」に、当社取締役会の意見に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。

お願ひ
1. 株主総会にご出席の際は、左の議決権行使書用紙を会場受付にて提出ください。
2. 当日株主総会にご出席されない場合は、左の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2021年5月26日午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付ください。
3. 第2号議案および第3号議案の賛否をご表示の際は、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
4. 賛否のご表示は、青色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。

株式会社ワキタ

会社提案（第1～第3号議案）

- ▶ 賛成の場合「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合「否」の欄に○印

（第2号議案、第3号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。）

株主提案（第4～第8号議案）

- ▶ 賛成の場合「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合「否」の欄に○印

本総会では、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主様からご提案された議案）の決議を行います。

第4号議案～第8号議案は一部の株主様からのご提案です。
取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は15頁以降をご参照ください。

議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

会社提案・当社取締役会の意見に
賛成いただける場合

議案	第1号議案	第2号議案 <small>(下の候補者を除く)</small>	第3号議案 <small>(下の候補者を除く)</small>
会社提案	賛	賛	賛
	否	否	否

議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
株主提案	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否

会社提案・当社取締役会の意見に
反対される場合

議案	第1号議案	第2号議案 <small>(下の候補者を除く)</small>	第3号議案 <small>(下の候補者を除く)</small>
会社提案	賛	賛	賛
	否	否	否

議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
株主提案	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否



右記のような場合は**無効**となります
賛成、反対の両方に○を付けた場合

議案	第1号議案	第2号議案 <small>(下の候補者を除く)</small>
会社提案	賛	賛
	否	否

- 各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 当社では、定款の定めにより、代理人による議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置づけ、財務体質の強化と将来的な事業展開による資金需要を勘案しながら、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

この方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、1株につき30円の普通配当とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円 総額1,560,078,630円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2021年5月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から全ての候補者について適任である旨の意見を得ております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（年齢）	候補者属性	現在の当社における地位	取締役在任年数	出席状況（第61期 取締役会）
1	と い し 砥石 治雄 (満81歳)	再任	取締役会長	52年	100% (16回/16回)
2	わ き た 脇田 貞二 (満64歳)	再任	代表取締役社長	29年	100% (16回/16回)
3	お だ 小田 俊夫 (満70歳)	再任	常務取締役	13年	100% (16回/16回)
4	し み ず 清水 一弘 (満64歳)	再任	常務取締役	5年	94% (15回/16回)
5	わ し お 鷺尾 祥一 (満64歳)	再任	取締役	5年	100% (16回/16回)
6	い し かわ 石川 恵次 (満62歳)	再任	取締役	2年	100% (16回/16回)

(注) 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

1 と い し は る お 砥石 治雄

1940年4月4日生（満81歳）

再任

■ 取締役在任年数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
52年	1960年3月 当社入社
■ 取締役会への出席状況	1969年4月 当社取締役東京支店長
100%（16回／16回）	1976年3月 当社取締役本部長
■ 所有する当社の株式の数	1990年4月 当社常務取締役本部長
100,448株	1998年5月 当社専務取締役営業本部長
	2004年5月 当社取締役副社長営業本部長
	2008年3月 当社取締役副社長営業本部長兼不動産事業本部長
	2016年5月 当社取締役会長（現任）

【選任理由】

砥石治雄氏は、会社設立時から当社グループの経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

2 わ き た て い じ 脇田 貞二

1957年2月10日生（満64歳）

再任

■ 取締役在任年数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
29年	1992年4月 当社入社
■ 取締役会への出席状況	1992年5月 当社取締役社長室長
100%（16回／16回）	1998年5月 当社常務取締役 社長室担当
■ 所有する当社の株式の数	2000年8月 当社常務取締役営業本部副本部長
60,600株	2002年5月 当社専務取締役営業本部副本部長
	2004年5月 当社代表取締役社長
	2016年5月 当社代表取締役社長兼営業本部長（現任）

【選任理由】

脇田貞二氏は、当社の代表取締役社長として当社グループ全体を牽引してきた実績を有しており、経営全般における豊富な経験、高い見識は、当社グループの経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

3 おだ とし お 小田 俊夫 1951年4月3日生（満70歳）

再任

<p>■ 取締役在任年数 13年</p> <p>■ 取締役会への出席状況 100%（16回／16回）</p> <p>■ 所有する当社の株式の数 5,000株</p>	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1976年4月 株式会社太陽神戸銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行</p> <p>2005年2月 当社入社</p> <p>2006年5月 当社執行役員総務部長</p> <p>2008年5月 当社取締役総務部長</p> <p>2014年5月 当社取締役常務執行役員管理本部副本部長兼総務部長</p> <p>2016年5月 当社常務取締役管理本部副本部長（現任）</p>
--	--

【選任理由】

小田俊夫氏は、当社の管理部門の構築に長年貢献してきており、経営全般における見識と能力は、当社グループにおける経営管理の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

4 し みず かず ひろ 清水 一弘 1956年6月30日生（満64歳）

再任

<p>■ 取締役在任年数 5年</p> <p>■ 取締役会への出席状況 94%（15回／16回）</p> <p>■ 所有する当社の株式の数 26,800株</p>	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1979年4月 当社入社</p> <p>1999年5月 当社東京中央支店長</p> <p>2007年3月 千葉リース工業株式会社代表取締役社長</p> <p>2011年5月 当社執行役員東京中央支店長</p> <p>2016年5月 当社取締役建機賃貸部門副責任役員</p> <p>2017年9月 株式会社泉リース代表取締役社長</p> <p>2018年5月 当社常務取締役建機事業部門副責任役員</p> <p>2019年5月 当社常務取締役営業本部副本部長兼建機事業部門統括責任役員（現任）</p> <p>2019年11月 株式会社C S S技術開発取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社C S S技術開発取締役</p>
---	--

【選任理由】

清水一弘氏は、当社の建機事業部門に長年従事し、豊富な経験、実績及び専門分野における高い見識を有しており、当社グループの経営に関する重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

5 わし お しょういち 鷺尾 祥一 1957年4月12日生（満64歳）

再任

■ 取締役在任年数	5年	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
■ 取締役会への出席状況	100%（16回／16回）	1980年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 2011年4月 当社入社
■ 所有する当社の株式の数	5,000株	2011年5月 当社執行役員法務審査室室長 2016年5月 当社取締役法務審査室室長（現任）

【選任理由】

鷺尾祥一氏は、当社の法務審査室に従事し、当社グループが展開する各事業分野での信用リスクについての高い見識と判断能力を有しており、当社グループにおける経営管理の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

6 いし かわ けい じ 石川 恵次 1959年1月14日生（満62歳）

再任

■ 取締役在任年数	2年	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
■ 取締役会への出席状況	100%（16回／16回）	1984年4月 当社入社 2000年3月 当社システム事業部大阪支店長 2018年5月 当社執行役員システム営業部長
■ 所有する当社の株式の数	5,500株	2019年3月 当社執行役員システム事業部長 2019年5月 当社取締役システム事業部長（現任）

【選任理由】

石川恵次氏は、当社の旧 映音事業部（現 システム事業部）に長年従事し、豊富な経験・実績・見識を有しており、当社グループ商事事業部門における今後の展開に資する人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

(注) 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役内田肇一氏、蔵口康裕氏、石倉弘勝氏及び石田法子氏の4名は任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(年齢)	候補者属性	現在の当社における地位	取締役(監査等委員)在任年数	出席状況(第61期)
1	内田 肇一 (満75歳)	再任	取締役 (常勤監査等委員)	4年	取締役会 100% (16回/16回) 監査等委員会 100% (14回/14回)
2	蔵口 康裕 (満70歳)	再任 社外 独立	社外取締役 (監査等委員)	4年	取締役会 100% (16回/16回) 監査等委員会 100% (14回/14回)
3	石倉 弘勝 (満78歳)	再任 社外 独立	社外取締役 (監査等委員)	4年	取締役会 100% (16回/16回) 監査等委員会 100% (14回/14回)
4	石田 法子 (満72歳)	再任 社外 独立	社外取締役 (監査等委員)	2年	取締役会 94% (15回/16回) 監査等委員会 93% (13回/14回)

(注) 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

1

うち だ ただ かず
内田 肇一

1945年6月15日生（満75歳）

再任

■ 取締役在任年数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4年	1971年3月 当社入社
■ 取締役会への出席状況	2005年3月 当社法務審査室室長
100%（16回／16回）	2006年5月 当社執行役員法務審査室室長
■ 監査等委員会への出席状況	2011年5月 当社常勤監査役
100%（14回／14回）	2017年5月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）
■ 所有する当社の株式の数	
5,000株	

【選任理由】

内田肇一氏は、当社の法務審査室に長年従事し、豊富な経験と見識を有しており、当社グループの各事業に精通していることから、与信判断等を行うに際し有用な助言が期待できるため、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。

2 くら ぐち やす ひろ 蔵口 康裕 1950年8月25日生（満70歳）

再任 社外 独立

<p>■ 社外取締役在任年数 4年</p> <p>■ 取締役会への出席状況 100%（16回／16回）</p> <p>■ 監査等委員会への出席状況 100%（14回／14回）</p> <p>■ 所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1973年4月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社</p> <p>1976年3月 公認会計士登録</p> <p>2005年6月 日本公認会計士協会近畿会副会長</p> <p>2007年7月 日本公認会計士協会常務理事</p> <p>2013年7月 蔵口公認会計士事務所代表（現任）</p> <p>2014年6月 日本電通株式会社社外監査役</p> <p>2014年11月 学校法人大阪産業大学監事（現任）</p> <p>2016年5月 当社社外監査役</p> <p>2016年6月 日本電通株式会社社外取締役（監査等委員）</p> <p>2017年5月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2020年6月 日本電通株式会社社外監査役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>蔵口公認会計士事務所代表</p> <p>学校法人大阪産業大学監事</p> <p>日本電通株式会社社外監査役</p>
---	--

【選任理由及び期待される役割の概要】

蔵口康裕氏は、公認会計士としての専門的な知識や豊富な経験を有していることから、企業会計分野において有用な助言が期待でき、業務執行から独立した客観的な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると考え、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

3 いし くら ひろ かつ 石倉 弘勝 1943年1月2日生 (満78歳)

再任 社外 独立

■ 社外取締役在任年数	6年	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
■ 取締役会への出席状況	100% (16回/16回)	1966年4月 株式会社住友銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入行
■ 監査等委員会への出席状況	100% (14/14回)	1993年5月 泉友総合不動産株式会社取締役営業部長
■ 所有する当社の株式の数	0株	1997年6月 同社常務取締役大阪営業本部長
		2008年1月 株式会社ジェイコムウエスト顧問 (現任)
		2015年5月 当社社外取締役
		2017年5月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)
		(重要な兼職の状況)
		株式会社ジェイコムウエスト顧問

【選任理由及び期待される役割の概要】

石倉弘勝氏は、金融機関や不動産会社において長年経営に携わってこられ、豊富な実務経験や幅広い見識を有していることから、会社経営に関する有用な助言が期待でき、業務執行から独立した客観的な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

4 いしだ のりこ 石田 法子

1948年8月30日生（満72歳）

再任 社外 独立

<p>■ 社外取締役在任年数 2年</p> <p>■ 取締役会への出席状況 94%（15回／16回）</p> <p>■ 監査等委員会への出席状況 93%（13回／14回）</p> <p>■ 所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1976年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）</p> <p>1981年4月 石田法律事務所（現 ライオン橋法律事務所）代表（現任）</p> <p>2001年4月 大阪弁護士会副会長</p> <p>2014年4月 大阪弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長</p> <p>2018年4月 学校法人永守学園理事（現任）</p> <p>2019年5月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） ライオン橋法律事務所代表 学校法人永守学園理事</p>
---	--

【選任理由及び期待される役割の概要】

石田法子氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有していることから、法務分野での有用な助言が期待でき、業務執行から独立した客観的な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適正であると考え、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 蔵口康裕氏は、社外取締役候補者であり、当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年となります。なお、同氏は過去に当社の社外監査役であったことがあります。
3. 石倉弘勝氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって6年、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年であります。
4. 石田法子氏は、社外取締役候補者であり、当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、蔵口康裕氏、石倉弘勝氏及び石田法子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 当社は、内田肇一氏、蔵口康裕氏、石倉弘勝氏及び石田法子氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、引き続き契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
7. 当社は、監査等委員である取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

<株主提案（第4号議案から第8号議案まで）>

第4号議案から第8号議案は、株主（2名）からのご提案によるものであります。

なお、議題、提案の要領及び理由は、提案内容の明確化のために提案株主から承諾を得て行った修正を除き、提案株主から通知されたものを議案毎に整理し、原文のまま記載しております。

第4号議案 目的の変更に係る定款変更の件

1. 提案の要領

現行の定款の第2条（3）を、以下のとおり変更する。

現行定款

（目的）

第2条

（3）土地建物等の売買・仲介および土地の造成建売並びに不動産の賃貸・管理。

変更案

（目的）

第2条

（3）土地建物等の売買・仲介および土地の造成建売並びに不動産の管理。

付則

第1条 本定款の第2条（3）の変更は、令和4年2月末日を効力発生日とし、本条の規定は、同日をもって削除する。

2. 提案の理由

当社は、不動産事業における賃貸用不動産として、2020年2月末現在で約566億円を保有している。提案株主の計算では、この不動産賃貸業のROIC（投下資本利益率）は2.5%、当社の加重平均資本コストは6.7%であり、ROICが加重平均資本コストを大きく下回っている。このことが、当社の株価が解散価値を大きく下回っていることの要因の一つとなっていると提案株主は判断しており、不動産賃貸業から直ちに撤退するべきであると考えられる。

そして、2022年2月期中に賃貸用不動産を売却した手取金は特別配当として2023年2月期中に株主に配分していただきたい。提案株主の計算では、後記特設サイトのとおり、2023年2月期には一株当たり994円の特別配当金を支払うことが可能となる。

【第4号議案に対する取締役会の意見】**当社取締役会としては、第4号議案に反対いたします。****○反対の理由**

当社取締役会といたしましては、本議案のような定款の一部変更は、当社の経営方針等と整合しないものであり、当社の中長期的な企業価値の向上に寄与しないものであると考えております。

すなわち、第4号議案は、当社が現に営む不動産賃貸業の廃業を求めるものであり、本議案に関する提案理由の内容を勘案すれば、当社の賃貸用不動産の現金化と特別配当による還元を実質的に求めるものといえます。

しかしながら、当社の不動産賃貸業は、当社が長期にわたり、テナントやパートナー企業を含む様々なステークホルダーの信頼を得て持続的に成長させてきた、当社にとって重要な事業の一つです。当社の不動産賃貸業においては、オフィス、レジデンス、ホテルを主軸として、お使いいただく方々のために安心・安全・快適・高機能のオフィス環境、住まい環境、くつろぎの環境を提供することをミッションとし、このミッションの遂行を通じて地域の環境整備の一端を担うことが当社の社会的責任と考えております。このような社会的責任を果たすにあたり、当社といたしましては、当社自ら不動産のオーナーとなることにより、オーナーとして「より心のこもった責任」のもとにきめ細かなサービスを提供することが重要と認識しております。

当社の不動産賃貸業の廃業等をもたらす今回の提案は、当該事業に関する当社の考え方と整合せず、また、当社とそのステークホルダーとの関係性を損なうものであるとともに、多様な事業活動を通じて会社の堅実な発展を図るという当社の経営の基本方針とも相反するものであって、さらには当社の財務基盤に悪影響を及ぼし得るものです。

事業の安定的かつ着実な成長を従来より重視する当社といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い事業環境が不安定化している昨今の情勢にも鑑み、一部の経営指標のみを偏重することなく様々な経営指標を総合的に考慮し、事業特性にあわせて、株主の皆様を含めた様々なステークホルダーの価値向上に資する観点で経営を行っております。今後も、事業の安定性・継続性を重視しながら、株主の皆様のご期待に応えてまいります所存です。

したがって、当社取締役会は本議案に反対いたします。

第5号議案 資本コストの開示に係る定款変更の件

1. 提案の要領

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第7章 資本コストの開示及び株主との対話

(資本コストの開示)

第37条 当社は、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書（以下「CG報告書」という。）において、CG報告書提出日から遡る1か月以内において当社が把握する加重平均資本コストを、その算定根拠とともに開示するものとする。

2. 提案の理由

コーポレートガバナンス・コードの原則5-2は、経営陣が自社の資本コストを的確に把握することを求めている。当社経営陣においても、当社の株主資本コストを踏まえた加重平均資本コストを的確に把握したうえで事業計画や資本政策等を立案・検証することが求められているというべきである。

しかしながら、当社は、2020年6月1日付のCG報告書の原則5-2の説明において、当社のROEが株主資本コストを下回っていることを自認しているにもかかわらず、この株主資本コストについては開示していないのである。

したがって、当社は株主資本コストと加重平均資本コストを開示し、さらに株主を含む投資家と対話を実施して、資本コストを正しく把握したうえで経営戦略や経営計画を策定するべきである。

【第5号議案に対する取締役会の意見】**当社取締役会としては、第5号議案に反対いたします。****○反対の理由**

当社取締役会といたしましては、本議案において定款の規定とすることを求める内容は、会社の根本規則である定款に記載するのになじまないものであると考えております。

また、提案の理由で挙げられているコーポレートガバナンス・コードの原則5-2は、「経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。」とするものであり、コーポレート・ガバナンス報告書における加重平均資本コスト及びその算定根拠の開示を求めているものではありません。

当社といたしましては、コーポレートガバナンス・コードとの関係においては、株主資本コストの数値の開示自体が重要なのではなく、株主資本コストの把握を通じた収益計画等の構築が重要であると認識しております。当社は現在、中期経営計画の策定を検討しておりますが、その策定にあたっては、株主資本コストを的確に把握したうえで、一部の経営指標のみを偏重することなく様々な経営指標を総合的に考慮し、適切な経営指標の設定を行う所存です。

したがって、当社取締役会は本議案に反対いたします。

第6号議案 株主との対話に係る定款変更の件

1. 提案の要領

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

なお、上記の議案2の「資本コストの開示に係る定款変更の件」が可決されなかった場合は、条項数を適宜修正する。

第7章 資本コストの開示及び株主との対話

(株主との対話)

第38条 総株主の議決権の百分の三以上の議決権を保有する株主から当会社に対し、面談対象の取締役を指名して当会社の取締役との面談の要請がなされた場合は、二週間以内に、面談対象として指名された取締役が面談に応じるものとする。

2. 提案の理由

提案株主との株主価値向上のための議論を踏まえ、取締役会において株主価値向上の議論を主導していただくべく、提案株主が当社の4名の社外取締役と砥石取締役会長との面談を脇田社長に対して口頭及び文書にて申し入れたところ、IR担当の常務取締役小田氏に対応するとの理由のみで、提案株主が求めたいずれの取締役との面談も、常務取締役小田氏から文書により拒否された。

このような当社の取締役による面談拒否は、CG報告書における「株主さまからの貴重なご意見を事業活動の展開に役立てたいと考えております」との宣言と相反するものであり、また、機関投資家としての提案株主が果たそうとするスチュワードシップ責任を阻害するものでもある。

そこで、当社の取締役に対し、3%以上の議決権を保有する株主から要望があった際には、指名を受けた取締役が当該株主と面談することを義務付けることとする。

(会社注)「上記の議案2」とは、第5号議案を指しております。

【第6号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、第6号議案に反対いたします。

○反対の理由

当社取締役会といたしましては、本議案において定款の規定とすることを求める内容は、会社の根本規則である定款に記載するのになじまないものであると考えております。

また、当社は、常日頃からの多くの株主様との建設的な対話を通じて、当社の経営方針についてご理解を深めていただくと同時に、株主様からの貴重なご意見等を事業活動の展開に役立てたいと考えております。

そのような観点から、当社では、株主の皆様との対話を建設的なものとすべく、経営実務に常日頃から当たっている取締役のうち1名がIRを担当しており、株主様との個別面談につきましては、当該IR担当の取締役及びIR担当部署である総務部の担当者が対応させていただいております。また、個別面談の際に株主様から頂戴したご意見等は、IR担当取締役及びIR担当者を通じて、経営幹部及び社外取締役に適宜報告されております。本議案を提案された株主様との間でも、以上の方針に基づいた面談を実施してきたところであり、当社のこのような対応は、当社のコーポレート・ガバナンス報告書の内容と何ら相反するものではありません。

今後も、株主の皆様との対話につきましては、当社取締役会が適切と考える、株主様との建設的な対話を促進するための体制に基づいて、適切に対応させていただく所存です。

したがって、当社取締役会は本議案に反対いたします。

第7号議案 政策保有目的で保有する株式の売却に係る定款変更の件

1. 提案の要領

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

なお、章番号と条数については、上記の議案2の「資本コストの開示に係る定款変更の件」と議案3の「株主との対話に係る定款変更の件」の両方又はいずれかが可決されなかった場合は、条項数を適宜修正する。

第8章 政策保有目的で保有する株式の売却

(保有株式の売却)

第39条 当会社が、本条を追加する定款変更の効力発生日現在、政策保有目的で保有している株式は、第62期中に速やかに売却するものとする。

2. 提案の理由

当社は、2020年2月末現在、貸借対照表計上額（単体）で27億34百万円となる36銘柄の政策保有株式を保有している。

有価証券報告書によれば、保有目的は「営業活動における取引関係の維持・強化のため」と説明されているが、株式を保有することと、取引関係が維持・強化されることの因果関係が理解できない。

当社は、現在保有する政策保有株式を2022年2月期中に全て売却し、その売却代金を当社の株主価値向上のために使うべきである。

なお、会社数値は上述のように（単体）と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

また、提案株主の詳細な説明は<https://proposal-for-wakita-from-sc-2021.com/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。

（会社注）「上記の議案2」は第5号議案を、「議案3」は第6号議案をそれぞれ指しております。

【第7号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、第7号議案に反対いたします。

○反対の理由

当社取締役会といたしましては、本議案において定款の規定とすることを求める内容は、会社の根本規則である定款に記載するのになじまないものであると考えております。

当社は、当社のコーポレート・ガバナンス報告書に記載のとおり、取引先の維持・拡大や新たな事業機会創出につながると判断される場合に限り、政策的に株式を保有することがあり、個社別の株数及び貸借対照表上の計上額につきましては、有価証券報告書で開示しております。

また、政策保有株式につきましては、コストとの見合いで個別に経済合理性が認められるか、保有する意義があるか等についての検証を行い、取締役会の場で審議し、対応方針を決定することとしております。

本議案は、全ての政策保有株式について、第62期（2022年2月期）中の売却を定款に定めることを求めるものですが、これでは、取引先の維持・拡大や新たな事業機会創出といった、当社の企業価値の向上に貢献することが見込まれる政策保有株式の売却までもが強制される結果となり、かえって、当社の中長期的な発展の可能性を狭める効果を生じさせ、当社の企業価値を損なうおそれがあります。当社といたしましては、上記のとおり、政策保有株式については、経済合理性の有無等を検証のうえ保有または売却の是非を都度判断するのが適切と考えております。

したがって、当社取締役会は本議案に反対いたします。

第8号議案 剰余金の処分の件

1. 提案の要領

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

50円から、第61回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式1株当たり配当金額又は当社定款34条に基づいて第61回定時株主総会の開催日までに2021年2月期末の剰余金の処分（処分の予定を含む）として当社取締役会が決定した普通株式1株当たりの配当金額（以下「会社配当金額」という。）を控除した金額を、会社配当金額に加えて配当する。50円とは、2021年3月30日現在で当社が公表している第61期1株当たり当期純利益の金額（以下「実績EPS」という。）から小数点以下を切り捨てた金額である。実績EPSが50円と異なる場合は冒頭の50円を実績EPSに読み替える。なお、配当総額は、当社の第61回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第61回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第61回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

2. 提案の理由

本件は、当期純利益全てを配当金とすることを企図した提案である。

当社の自己資本比率は2020年2月末現在で約69%、同年11月末では約70%となっているが、これは、当社が土木・建設機械、荷役運搬機械等の販売及び賃貸等を生業としていることに鑑みれば、非常に高い数値である。また、当社は自己資本比率が高いのみならず、現金類似資産を異常なほど高水準で保有している。

当社は、これ以上会社内に資金を留保する必要はなく、また、これ以上自己資本を増加させてもROEは減少するだけである。余剰資金を株主に還元することが、株主価値を高め、ひいては株価の向上につながるので、剰余金の配当を大幅に増額すべきである。そして、2021年2月期だけではなく、それ以降も当社の資本政策として配当性向100%を採用することで、中長期的にも当社が自己資本を積み上げないことを明らかにしていただきたい。

【第8号議案に対する取締役会の意見】**当社取締役会としては、第8号議案に反対いたします。****○反対の理由**

当社グループは、建機事業、商事事業及び不動産事業の三つの事業を展開しているところ、当社が中長期にわたりこれらの事業を継続し、安定的に利益を確保していくためには、これらの事業の維持・拡大のための設備投資や人材育成に対する投資等、計画的かつ継続的な投資を行う必要があります。こうした投資を安定的に実施するためには、内部留保資金の確保を通じて財務基盤の安定化を図ることが極めて重要であり、とりわけ、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い事業環境が不安定化している現状においては、財務基盤の安定化の必要性は、従前よりも高まっているといえます。

このような状況において、当社は、会社提案にかかる第1号議案のとおり、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置づけ、財務体質の強化と将来的な事業展開による資金需要を勘案しながら、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当期は、期末配当1株につき普通配当30円（総額1,560百万円）を提案しており、連結配当性向は48.8%となります（なお、前期の配当額は、普通配当30円に設立60周年記念配当3円を含めた計33円であり、連結配当性向は47.5%です。）。

当社といたしましては、株主の皆様への安定的かつ継続的な利益還元と、成長戦略への投資のための内部留保の確保を適切に両立させることが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様の利益に資するものと考えております。

これに対し本議案は、2021年2月期における当期純利益の全額を配当することを内容とするものであるところ、このような議案は、事業の維持・拡大のための将来における投資の必要性を考慮しない、極めて短期的な視野に立脚したものであり、当社の財務基盤を不安定化させ、結果として、株主の皆様の利益を毀損するおそれがあるものと考えております。

したがって、当社取締役会は本議案に反対いたします。

以上

(添付書類)

事業報告 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い経済活動が急激に悪化し、企業収益の減少、雇用状況の悪化等非常に厳しい状況となり、依然として先行き不透明な状態が続いております。

当社グループを取り巻く環境は、自然災害による復旧・復興関連事業等の公共投資は底堅く推移しておりますが、民間設備投資は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少傾向で推移しており、また建設資材価格の高騰や慢性的な建設技術者及び労働者不足により厳しい状況が続いております。

こうした状況のもと、当社グループは主力事業である建機事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部の建設工事の休止や延期、建設市場の悪化に伴う保有機械の稼働率の低下や単価の下落、建設資材や労務費等が高騰する等厳しい状態が続きました。その結果、建機事業の売上高は24億85百万円減少（前期比4.0%減）の588億93百万円、セグメント利益は4億45百万円減少（前期比11.2%減）の35億22百万円となりました。

次に商事事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、映像・音響機器及び遊技機械・設備の売上高は減少いたしました。2019年3月に連結子会社化した介護事業を行なっているサンネットワーク株式会社業績が寄与いたしました。その結果、商事事業の売上高は54億52百万円減少（前期比35.0%減）の101億24百万円、セグメント利益は6百万円増加（前期比1.3%増）の4億76百万円となりました。

次に不動産事業につきましては、賃貸部門の売上高はほぼ横ばいで推移しましたが、販売部門の売上高は前期に実績のありました収益物件の売却が当期にはなく減少いたしました。その結果、不動産事業の売上高は3億22百万円減少（前期比6.1%減）の49億97百万円、セグメント利益は26百万円減少（前期比1.9%減）の14億22百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、建機、商事及び不動産のいずれの事業も減収となり、全体としては82億59百万円減少（前期比10.0%減）の740億15百万円となりました。

利益面につきましては、売上高は減少しましたが売上原価の低減に注力したことや子会社による業績寄与等があり、売上総利益は4億4百万円増加となりました。しかしながら販売費及び一般管理費が8億71百万円増加した結果、営業利益は54億22百万円（前期比7.9%減）、経常利益は56億61百万円（前期比6.1%減）、そして親会社株主に帰属する当期純利益については、31億91百万円（前期比11.5%減）となりました。

事業別売上高

	第60期 (前連結会計年度) (2020年2月期)		第61期 (当連結会計年度) (2021年2月期)		前期比 増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比	
建機事業	61,378百万円	74.6%	58,893百万円	79.5%	96.0%
商事事業	15,577百万円	18.9%	10,124百万円	13.7%	65.0%
不動産事業	5,319百万円	6.5%	4,997百万円	6.8%	93.9%
合計	82,275百万円	100.0%	74,015百万円	100.0%	90.0%

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



2. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は92億24百万円となりました。

うち主なものは次のとおりであります。

建機事業における貸与資産の取得	31億27百万円
不動産事業における賃貸用商業ビル等の取得	49億77百万円

3. 資金調達の状況

該当する事項はありません。

4. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染対策と経済活動の両立が模索される中、世界経済が本格的に回復するには、なお時間を要するものとみられます。

一方、わが国の景気は製造業を中心に設備投資の回復が見込まれる等の明るい材料もみられるものの、依然として不透明な状況が続いております。

こうした中、当社グループはバランスの取れた堅実経営を心がけつつ、新型コロナウイルスに端を発した大きな変動の中に新たな社会的課題の解決とビジネスチャンスを見だし、ポストコロナ時代に向けての新たな成長に挑戦してまいり所存であります。

建機事業におきましては、災害の多い国土の強靱化と戦後からの公共インフラの再整備の需要を的確に捕捉すること、グループ会社との連携による相乗効果を発揮すること、i-Construction・技術提案を推進すること、建機レンタルにおけるロジスティクスの重要性を踏まえた新たな店舗ネットワークの拡充を図ること、等によりビジネスチャンスの拡大を図ってまいります。

商事事業におきましては、引き続き事業の選択と集中をすすめ、商業設備のファイナンスを縮小し、今後はグループ会社とともに介護事業を拡充していく方針です。

不動産事業におきましては、宅地分譲は新たな開発物件の機会をとらえつつ堅実にすすめ、賃貸事業につきましては、自社が物件ホルダーとなることの責任を礎として、お客様の目線に立ったきめ細かいメンテナンスサービスにより稼働率と物件価値の維持・向上に努め、安定的な収益を確保しつつ、地域社会への貢献を果たしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

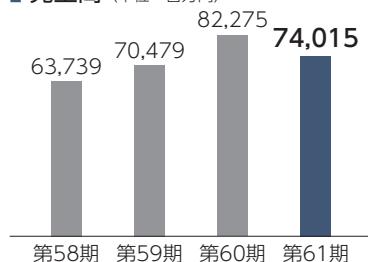
区分	第58期 (2018年2月期)	第59期 (2019年2月期)	第60期 (2020年2月期)	第61期 (当連結会計年度) (2021年2月期)
売上高	63,739	70,479	82,275	74,015
営業利益	5,813	6,381	5,889	5,422
経常利益	5,921	6,550	6,029	5,661
親会社株主に帰属する当期純利益	3,914	4,184	3,607	3,191
1株当たり当期純利益	75円28銭	80円54銭	69円46銭	61円46銭
総資産	120,709	130,440	137,855	137,477
純資産	90,913	93,146	95,112	97,150

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

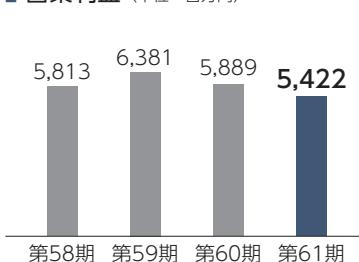
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第60期の期首から適用しており、第59期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

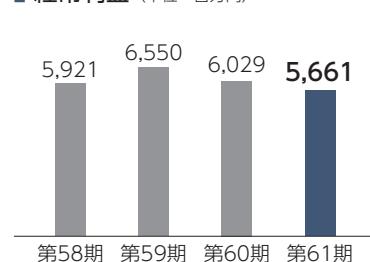
■ 売上高 (単位：百万円)



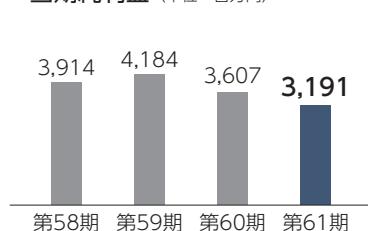
■ 営業利益 (単位：百万円)



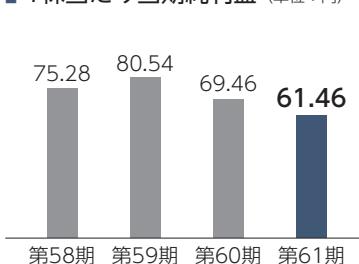
■ 経常利益 (単位：百万円)



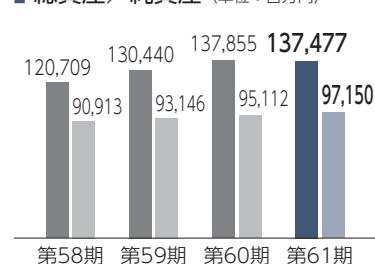
■ 親会社株主に帰属する 当期純利益 (単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産／純資産 (単位：百万円)



② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

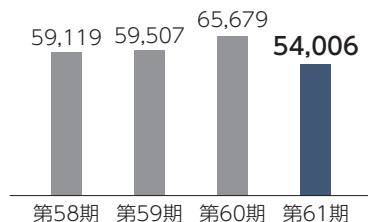
区分	第58期 (2018年2月期)	第59期 (2019年2月期)	第60期 (2020年2月期)	第61期 (当事業年度) (2021年2月期)
売上高	59,119	59,507	65,679	54,006
営業利益	5,248	5,563	5,448	4,511
経常利益	5,710	5,873	5,761	4,906
当期純利益	3,911	4,019	3,851	3,199
1株当たり当期純利益	75円22銭	77円35銭	74円16銭	61円60銭
総資産	117,431	120,509	126,702	125,778
純資産	89,670	91,477	93,599	95,451

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

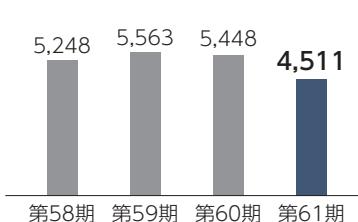
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第60期の期首から適用しており、第59期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

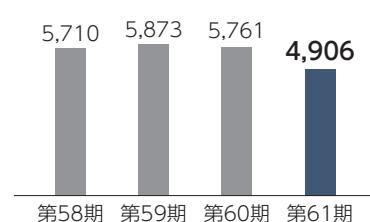
■ 売上高 (単位：百万円)



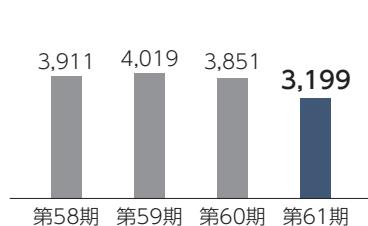
■ 営業利益 (単位：百万円)



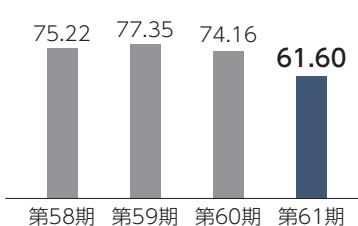
■ 経常利益 (単位：百万円)



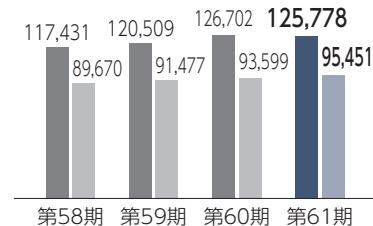
■ 当期純利益 (単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産／純資産 (単位：百万円)



6. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
千葉リース工業株式会社	50百万円	100%	土木・建設機械の販売及び賃貸
八洲商会株式会社	30百万円	100%	荷役運搬機械の販売、賃貸及び輸出入
株式会社泉リース	10百万円	100%	土木・建設機械の販売及び賃貸
東日興産株式会社	90百万円	80%	建設機械及び農業機械の部品販売
信陽機材リース販売株式会社	28百万円	100%	土木・建設機械の販売及び賃貸
株式会社クリーン長野	20百万円	(注) 100%	屋外トイレユニット等の販売及び賃貸
サンネットワーククラブ株式会社	20百万円	100%	介護用品・介護機器の販売及び賃貸
株式会社泰成重機	5百万円	100%	オペレーター付きクレーンの揚重業
株式会社C S S 技術開発	90百万円	100%	工事測量業及び測量機器の販売・賃貸

(注) 出資比率は、間接所有を含めております。

7. 主要な事業内容 (2021年2月28日現在)

- (建機事業) 土木・建設機械、荷役運搬機械等の販売及び賃貸を行っております。
- (商事事業) 商業設備、映像・音響機器、遊技機械等の販売、介護用品・介護機器の販売及び賃貸を行っております。
- (不動産事業) 不動産(商業用ビル、マンション等)の賃貸、分譲等の販売及びホテルの経営を行っております。

8. 主要な営業所及び工場 (2021年2月28日現在)

① 当 社

名 称	所在地	名 称	所在地
本社	大阪市西区	仙台支店	仙台市宮城野区
大阪支店	大阪市西区	名古屋支店	名古屋市緑区
東京支店	東京都港区	広島支店	広島県安芸郡
福岡支店	福岡県大野城市	滋賀工場	滋賀県湖南市

② 子 会 社

名 称	所在地
千葉リース工業株式会社	千葉県柏市
八洲商会株式会社	埼玉県加須市
株式会社泉リース	埼玉県所沢市
東日興産株式会社	東京都世田谷区
信陽機材リース販売株式会社	長野県上田市
株式会社クリーン長野	長野県上田市
サンネットワークリブ株式会社	京都市伏見区
株式会社泰成重機	埼玉県川口市
株式会社C S S 技術開発	東京都多摩市

9. 従業員の状況（2021年2月28日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
1,085名	111名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（268名）は含まれておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減
500名	59名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（166名）は含まれておりません。

10. 主要な借入先及び借入額の状況（2021年2月28日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	770百万円
株式会社三菱UFJ銀行	770百万円

2 会社の株式に関する事項 (2021年2月28日現在)

1. 発行可能株式総数 149,959,000株
2. 発行済株式の総数 52,021,297株 (自己株式 18,676株を含む)
3. 株主数 3,673名
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
有限会社脇田興産	4,707	9.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,293	6.33
INTERTRUST TRUSTEES(CAYMAN)LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	3,075	5.91
日本生命保険相互会社	2,061	3.96
株式会社三菱UFJ銀行	1,991	3.83
オリックス自動車株式会社	1,926	3.70
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,379	2.65
脇田富美男	1,302	2.50
日立建機株式会社	1,200	2.31
株式会社三井住友銀行	1,048	2.02

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (18,676株) を控除して計算しております。
2. 当該自己株式は、株式報酬制度「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式を含めておりません。
3. 脇田富美男氏は、2020年12月16日に逝去されましたが、2021年2月28日現在において名義書換未了のため、同日現在の株主名簿上の名義で記載しております。

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、2018年5月24日開催の第58回定時株主総会の決議に基づき、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社取締役 (監査等委員である取締役を除く。) を対象にした株式報酬制度「役員向け株式交付信託」を導入しております。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2021年2月28日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	砥石 治 雄	
代表取締役社長	脇田 貞 二	営業本部長
専務取締役	重松 巖	管理本部長
常務取締役	小田 俊 夫	管理本部副本部長
常務取締役	清水 一 弘	営業本部副本部長兼建機事業部門統括責任役員、株式会社C S S技術開発取締役
取締役	鷺尾 祥 一	法務審査室室長
取締役	石川 恵 次	システム事業部長
取締役（常勤監査等委員）	内田 肇 一	
取締役（監査等委員）	蔵口 康 裕	蔵口公認会計士事務所代表、学校法人大阪産業大学監事、日本電通株式会社社外監査役
取締役（監査等委員）	石倉 弘 勝	株式会社ジェイコムウエスト顧問
取締役（監査等委員）	石田 法 子	ライオン橋法律事務所代表、学校法人永守学園理事
取締役（監査等委員）	青木 克 彦	A I G ジャパン・ホールディングス株式会社社外監査役、株式会社コーポレートディレクション顧問

- (注) 1. 取締役内田肇一氏は、常勤の監査等委員であります。当社では、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議の出席、会計監査人及び内部監査部門と十分な連携を図ること等により、監査の実効性を担保するため、常勤の監査等委員を選定しております。
2. 取締役（監査等委員）蔵口康裕、石倉弘勝、石田法子及び青木克彦の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社は、取締役（監査等委員）蔵口康裕、石倉弘勝、石田法子及び青木克彦の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役（監査等委員）蔵口康裕、石倉弘勝、石田法子及び青木克彦の4氏の兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
5. 取締役（監査等委員）蔵口康裕氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役（監査等委員）内田肇一、蔵口康裕、石倉弘勝、石田法子及び青木克彦の5氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

2. 取締役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

区分	取締役 (監査等委員を除く)		取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)		計	
	員数	金額	員数	金額	員数	金額
基本報酬	7名	173百万円	5名 (4名)	29百万円 (19百万円)	12名	202百万円
賞与	7名	37百万円	—	—	7名	37百万円
株式報酬	7名	27百万円	—	—	7名	27百万円
計	7名	238百万円	5名 (4名)	29百万円 (19百万円)	12名	267百万円

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年5月25日開催の第57回定時株主総会において、年額450百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年5月25日開催の第57回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 上記報酬等の額には、2018年5月24日開催の第58回定時株主総会において決議いただいた株式報酬制度「役員向け株式交付信託」による当事業年度における役員株式報酬引当金の繰入額27百万円を含めております。
なお、株式報酬制度「役員向け株式交付信託」につきましては、上記2. に記載の報酬とは別枠で決議いただいております。

② 取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「業務執行取締役」という。）の報酬につきましては、固定報酬としての基本報酬、単年度業績連動報酬としての賞与及び中長期的観点から企業価値の増大に貢献する意識を高めるための株式報酬により構成された報酬体系としております。また監査等委員である取締役の報酬につきましては、監督機能という職務に鑑み、基本報酬のみとしております。なお、取締役の役位ごとの報酬水準の妥当性や客観性についての判断につきましては、各種役員報酬調査を参考に決定することとしております。

2. 基本報酬（金銭報酬）の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬につきましては、月例の固定報酬とし、役位、職務、在任期間等に応じて、他社の水準、当社の業績や経営環境、従業員年収の最高水準、従業員に対する給与改定状況等を勘案しながら、総合的に決定することとしております。

3. 業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬につきましては、各事業年度の業績目標に対する達成意欲を持続させるための業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、親会社株主に帰属する当期純利益をその業績指標とし、過去の連結会計年度で当期純利益がピークであった期と比較しつつ賞与の総額を決定し、毎年一定の時期に支給しております。

非金銭報酬につきましては、株式交付信託を採用し、各業務執行取締役が株価変動リスクを株主と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。本制度につきましては、基本報酬及び賞与とは別枠で2018年5月24日開催の第58回定時株主総会において、約3年間の信託期間を対象として上限額150百万円で決議されており、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各業務執行取締役に付与するポイントの数に相当する数の株式が、信託を通じて各業務執行取締役に交付されるもので、株式の交付時期は原則退任の時期としております。なお、役位別のポイント数その他制度の詳細につきましては、取締役会で決議された株式交付規程に拠るものとしております。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合につきましては、各種役員報酬調査から、当社と業容や時価総額、従業員数等が比較的近い上場会社等を参考にしながら決定しております。なお、賞与と株式報酬をそれぞれ短期インセンティブ報酬、長期インセンティブ報酬とした場合、固定報酬とインセンティブ報酬の構成比率の目安は概ね60対40～80対20の間としておりますが、今後については経営計画の達成状況や役位別の報酬割合の設定等を導入すること、またインセンティブ報酬の内容を見直すことなどを踏まえたうえで、報酬全体の割合についても検討を重ねていくこととしております。

5. 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別報酬等の内容につきましては、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各業務執行取締役の基本報酬の額及び賞与の評価配分としております。なお、委任を受けた代表取締役社長は、権限が適切に行使されるよう各業務執行取締役の職務の遂行状況や業績に対する貢献度を査定の上で、決定しております。

3. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役 (監査等委員)	蔵 口 康 裕	当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会14回の全てに出席し、公認会計士としての立場から財務及び会計に関する相当程度の知見に基づいた助言・提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	石 倉 弘 勝	当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会14回の全てに出席し、他社において長年経営に携わった豊富な経験から助言・提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	石 田 法 子	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、監査等委員会14回のうち13回に出席し、弁護士としての立場から法律及び法務に関する相当程度の知見に基づいた助言・提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	青 木 克 彦	2020年5月28日の就任後に開催された取締役会13回、監査等委員会11回の全てに出席し、他社において長年経営に携わった豊富な経験から助言・提言を行っております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

ひびき監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	45百万円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出の根拠等が適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額にはこれらの合計額で記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置づけ、財務体質の強化と将来的な事業展開による資金需要を勘案しながら、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 2021年2月28日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	54,754	流動負債	25,210
現金及び預金	21,124	支払手形及び買掛金	14,771
受取手形及び売掛金	24,958	短期借入金	1,540
有価証券	5,373	1年内返済予定の長期借入金	3
商品	2,880	リース債務	11
貯蔵品	114	未払法人税等	1,309
その他	404	賞与引当金	350
貸倒引当金	△102	その他	7,224
固定資産	82,722	固定負債	15,116
有形固定資産	67,222	長期借入金	3
貸与資産	9,773	リース債務	14
賃貸不動産	43,141	繰延税金負債	780
建物及び構築物	5,193	再評価に係る繰延税金負債	435
土地	8,281	役員株式報酬引当金	74
リース資産	13	役員退職慰労引当金	15
その他	819	退職給付に係る負債	213
無形固定資産	8,388	長期設備関係未払金	9,459
のれん	8,030	その他	4,118
その他	358	負債合計	40,327
投資その他の資産	7,111	純資産の部	
投資有価証券	4,703	株主資本	97,406
退職給付に係る資産	620	資本金	13,821
繰延税金資産	285	資本剰余金	16,627
その他	1,906	利益剰余金	67,064
貸倒引当金	△403	自己株式	△107
資産合計	137,477	その他の包括利益累計額	△773
		その他有価証券評価差額金	1,251
		繰延ヘッジ損益	△16
		土地再評価差額金	△2,144
		退職給付に係る調整累計額	135
		非支配株主持分	517
		純資産合計	97,150
		負債純資産合計	137,477

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

2020年3月1日から2021年2月28日まで

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		74,015
売上原価		55,413
割賦販売未実現利益繰入額		171
割賦販売未実現利益戻入額		316
売上総利益		18,747
販売費及び一般管理費		13,325
営業利益		5,422
営業外収益		
受取利息	22	
受取配当金	89	
仕入割引	48	
為替差益	16	
投資事業組合運用益	43	
助成金収入	71	
その他	61	352
営業外費用		
支払利息	101	
その他	12	113
経常利益		5,661
特別利益		
固定資産売却益	25	25
特別損失		
固定資産売却損	223	
固定資産除却損	11	235
税金等調整前当期純利益		5,451
法人税、住民税及び事業税	2,334	
法人税等調整額	△198	2,136
当期純利益		3,315
非支配株主に帰属する当期純利益		123
親会社株主に帰属する当期純利益		3,191

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 2021年2月28日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	44,521	流動負債	18,797
現金及び預金	17,522	支払手形	9,768
受取手形	5,581	買掛金	2,805
売掛金	15,027	未払金	411
有価証券	5,373	未払法人税等	777
商品	728	未払消費税等	1,060
貯蔵品	54	賞与引当金	212
その他	303	割賦利益繰延	486
貸倒引当金	△72	設備関係未払金	2,759
		その他	516
固定資産	81,256	固定負債	11,529
有形固定資産	58,727	長期未払金	881
貸与資産	5,870	繰延税金負債	425
賃貸不動産	43,141	再評価に係る繰延税金負債	435
建物	2,776	退職給付引当金	0
構築物	860	役員株式報酬引当金	74
土地	5,646	長期設備関係未払金	6,560
その他	431	預り保証金	2,743
無形固定資産	270	その他	407
借地権	143	負債合計	30,326
その他	127	純資産の部	
投資その他の資産	22,258	株主資本	96,347
投資有価証券	4,135	資本金	13,821
関係会社株式	15,967	資本剰余金	16,627
敷金及び保証金	642	資本準備金	15,329
前払年金費用	424	その他資本剰余金	1,297
その他	1,460	利益剰余金	66,005
貸倒引当金	△373	利益準備金	1,182
資産合計	125,778	その他利益剰余金	64,823
		建物圧縮積立金	30
		土地圧縮積立金	252
		別途積立金	42,000
		繰越利益剰余金	22,541
		自己株式	△107
		評価・換算差額等	△896
		その他有価証券評価差額金	1,247
		土地再評価差額金	△2,144
		純資産合計	95,451
		負債純資産合計	125,778

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

2020年3月1日から2021年2月28日まで

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		54,006
売上原価		42,477
割賦販売未実現利益繰入額		171
割賦販売未実現利益戻入額		316
売上総利益		11,674
販売費及び一般管理費		7,162
営業利益		4,511
営業外収益		
受取利息	23	
受取配当金	133	
仕入割引	48	
為替差益	0	
その他	273	479
営業外費用		
支払利息	76	
その他	7	84
経常利益		4,906
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	223	
固定資産除却損	10	234
税引前当期純利益		4,672
法人税、住民税及び事業税	1,522	
法人税等調整額	△49	1,473
当期純利益		3,199

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年4月15日

株式会社 ワキタ
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 洲崎篤史 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 北川廣基 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワキタの2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワキタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年4月15日

株式会社 ワキタ
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 洲崎篤史 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 北川廣基 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワキタの2020年3月1日から2021年2月28日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月16日

株式会社ワキタ 監査等委員会

常勤監査等委員	内 田 肇	一	㊟
監 査 等 委 員	蔵 口 康 裕		㊟
監 査 等 委 員	石 倉 弘 勝		㊟
監 査 等 委 員	石 田 法 子		㊟
監 査 等 委 員	青 木 克 彦		㊟

(注) 監査等委員 蔵口康裕、石倉弘勝、石田法子及び青木克彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

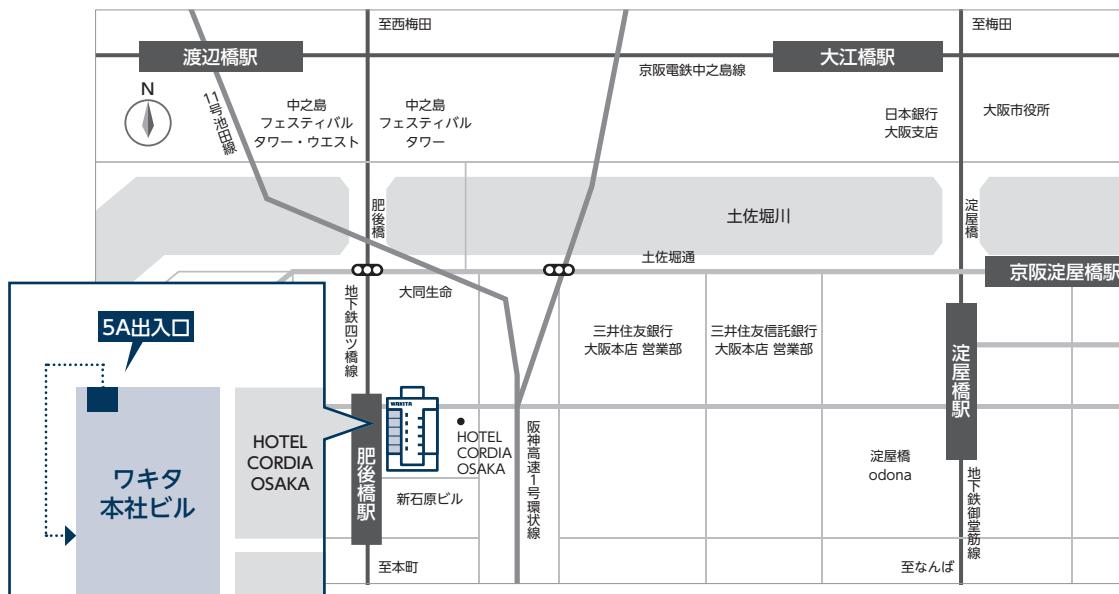
株主総会会場ご案内図

開催
日時

2021年5月27日（木曜日）
午前10時（午前9時開場）

開催
場所

大阪市西区江戸堀一丁目3番20号
当社本社 9階会議室
☎ 06 (6449) 1901 (代表)



交通のご案内



地下鉄四ツ橋線 肥後橋駅（5A出入口）すぐ
地下鉄御堂筋線 淀屋橋駅（10番出入口）徒歩 約6分
京阪電鉄中之島線 渡辺橋駅（12番出入口）徒歩 約5分

お願い

当日は駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮
くださいますようお願い申し上げます。

